

経 済 産 業 省

官 印 省 略
平成17・03・18原第13号
平成 1 7 年 4 月 1 日

別記 殿

経済産業大臣

電気事業法及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令に規定する経済産業大臣による主任技術者免状交付等に関する手続に係る事務の委任について

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）の規定に基づく経済産業大臣の権限に係る事務のうち、下記1の事務に係るもので貴部の管轄区域に係るものについては、平成17年4月1日以降貴職限りで処理されたい。

また、下記1の事務のうち、(4)及び(5)の事務処理に当たって専用の公印を使用することに伴い、別紙のとおり「主任技術者免状」に押印する経済産業大臣の特例公印（主任技術者免状交付専用）及び「産業保安監督部における主任技術者免状交付事務のための公印取扱要領」を制定したので併せて通知する。

なお、委任事務の実施に当たっては、下記2の注意事項を遵守されたい。

記

1. 委任事務

- (1)省令第1条第1項の認定に係る事務
- (2)省令第1条の2の規定による認定の変更に係る事務
- (3)省令第1条の3の規定による認定の取消しに係る事務
- (4)省令第4条第1項の規定による免状の交付に係る事務
- (5)省令第5条の規定による免状の再交付に係る事務

2. 注意事項

- (1)上記1の(1)、(2)及び(3)に掲げる事務を処理したときは、その実績を遅滞なく原子力安全・保安院電力安全課長に報告すること。
- (2)上記1の(4)及び(5)に掲げる事務を処理したときは、その実績を毎年度末までに原子力安全・保安院電力安全課長に報告すること。

(別記)

北海道産業保安監督部長

関東東北産業保安監督部東北支部長

関東東北産業保安監督部長

中部近畿産業保安監督部長

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長

中部近畿産業保安監督部近畿支部長

中国四国産業保安監督部長

中国四国産業保安監督部四国支部長

九州産業保安監督部長

那覇産業保安監督事務所長